

令和5年度における
市民参加対象事項の取組予定に対する
評価結果報告書

安城市市民参加推進評価会議

令和5年3月27日

安城市長 三星元人様

安城市市民参加推進評価会議
会長 加藤研一

令和5年3月13日に市民参加推進評価会議を開催し、令和5年度における市民参加対象事項の取組予定に対する評価結果をまとめましたので報告します。

1 市民参加の対象

市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的に関わり、行動するため、平成23年に安城市民参加推進条例（以下「条例」といいます。）を施行しました。条例第6条で次の4項目を市民参加の対象としています。

- (1) 条例の制定または改廃
- (2) 計画の策定または変更
- (3) 制度の導入または改廃
- (4) 公共施設の設置に係る計画等の策定または変更

2 市民参加の手段

市が市民参加を求める場合は、意思決定前の適切な時期に、対象事項の内容を考慮して次に掲げる項目の1以上の方法により行うこととしています。

- (1) 審議会等（市民が参加する合議制の会議）
- (2) パブリックコメント
- (3) 市民説明会
- (4) ワークショップ

3 評価結果

令和5年度に市が取り組む予定の市民参加対象事項について、次の評価基準を基に評価会議としての評価をしました。結果は次のとおりです。

《評価基準》

評価基準	評価内容		
(1) 市民参加の手法の組み合わせは十分か	○：十分	△：おおむね十分	×：十分でない
(2) 市民参加の回数等は十分か	○：十分	△：おおむね十分	×：十分でない
(3) 工夫しているか	○：工夫している	△：まあまあ工夫されている	×：工夫されていない

No.	対象事項	評価結果		担当課
1	第9次安城市総合計画の策定	(1)	△	健幸＝SDGs課
		(2)	△	
		(3)	○	
2	安城市教育大綱の改定	(1)	△	健幸＝SDGs課
		(2)	△	
		(3)	△	
3	第3次安城市多文化共生プランの策定	(1)	△	市民協働課
		(2)	○	
		(3)	△	
4	第5次安城市男女共同参画プランの策定	(1)	△	市民協働課
		(2)	△	
		(3)	△	
5	第3次安城市市民協働推進計画の策定	(1)	○	市民協働課
		(2)	△	
		(3)	△	
6	第5次安城市地域福祉計画の策定	(1)	△	社会福祉課
		(2)	△	
		(3)	△	
7	第7期安城市障害福祉計画及び第3期安城市障害児福祉計画の策定	(1)	△	障害福祉課
		(2)	△	
		(3)	△	
8	安城市手話言語条例の策定	(1)	○	障害福祉課
		(2)	○	
		(3)	△	
9	あんジョイプラン10の策定	(1)	△	高齢福祉課
		(2)	△	
		(3)	△	
10	第3期安城市国民健康保険データヘルス計画(第4期安城市国民健康保険特定健康診査等実施計画を含む)の策定	(1)	△	国保年金課
		(2)	△	
		(3)	△	
11	第3期安城市子ども・子育て支援事業計画の策定	(1)	△	子育て支援課
		(2)	○	
		(3)	△	
12	第3次健康日本21安城計画の策定	(1)	△	健康推進課
		(2)	○	
		(3)	△	

1 3	第2次いのち支える安城計画の策定	(1)	△	健康推進課
		(2)	△	
		(3)	△	
1 4	安城市企業立地推進計画の中間見直し	(1)	△	商工課
		(2)	△	
		(3)	△	
1 5	第三次安城市都市計画マスタープランの中間見直し	(1)	△	都市計画課
		(2)	△	
		(3)	△	
1 6	安城市水道事業経営戦略の見直し	(1)	△	水道業務課
		(2)	△	
		(3)	△	

4 対象事項への意見等

No.1 第9次安城市総合計画の策定（健幸＝SDGs課）	
【事業の概要】 日々変化する社会情勢や多様化するニーズを捉え、将来本市に起こる社会課題の明確化と、その解決に向けて重点的に取り組む政策や施策を示した次期総合計画を策定する。	
意 見	回 答
委員の男女比にやや偏りがある。6：4までに止めるべきです。	（健幸＝SDGs課） 各公共団体等への委員推薦依頼の際には、女性の推薦へのご協力をお願いしています。また、学識経験者や市民公募委員についても、女性登用推進の観点も踏まえた選考を実施しており、今後も継続していきます。 （市民協働課） 第4次安城市男女共同参画プランでの令和5年度の法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の目標値30.4％は到達していますが、引き続き女性登用促進に努めます。
市民討議会を5回実施したことは評価できますが、成果物についての記載がありません。市民討議会の内容をどのように市民にフィードバックするのですか。	市民討議会や市民アンケート調査結果等については、計画の策定後に市公式ウェブサイトに掲載するなど、市民の皆様との効果的な共有方法を検討します。
市民討議会がどのように招集されるかは分かりませんが、十分であると思われます。資料からは分かりませんが、市民討議会やアンケートの結果がまとめられ参加者にも市民にも共有・公開され、活かされることを期待します。（それらが総合計画に反映できない場合があっても良いと思います。その理由の共有も市民参加の一部であると思います。）	
パブリックコメントの周知方法（設置場所）に、各学校を含め、小中高特の児童生徒と保護者にも周知を図る必要があります。	幅広い世代、性別、職業の市民の皆様の意見の聴取に向けてパブリックコメントの設置場所や周知方法を検討します。
アンケートは無作為抽出とありますが、本当に困っている市民の方にアンケートは届いているのか、意見が聞けているのかが心配になりました。	アンケートについては、今年度実施した無作為抽出型のものに加えてeモニターも実施し、市民の方の多様なニーズを効果的に収集できるよう取り組む予定をしています。
5年度は審議会開催6回が主体で、パブリックコメントも予定されています。なお、4年度には市民討議会が5回開催され、議論を深めています。	
アンケート対象に、中学生及び高校生年齢段階の子どもを含めていることは評価できます。	

No.2 安城市教育大綱の改定（健幸=SDGs課）	
【事業の概要】 現安城市教育大綱の期間満了（令和２年度～令和５年度）に伴い、次期安城市教育大綱（令和６年度～令和９年度）を策定する。	
意 見	回 答
コロナ禍を経験し、教育のあり方は大きく問われています。少なくともコロナ禍の影響を客観的に捉える調査が必要だと考えます。	大綱の改定には、近年の変化がコロナ禍の影響なのかどうかを見極めた上で、反映させていくよう努めます。
こども基本法第３条の３「三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」に照らして、子どもの意見表明の機会が必要です。	中高生を対象としたアンケート調査をすることで、こどもの意見も反映できるよう進めていきます。
パブリックコメントの周知方法（設置場所）に、各学校を含め、小中高特の児童生徒と保護者にも周知を図ることが必要です。	幅広い世代、性別、職業の市民の皆様の意見の聴取に向けてパブリックコメントの設置場所や周知方法を検討します。
パブリックコメントについては、市の施設等に設置し、より多くの市民の目に触れるようにする、と記載がありますが、工夫をしていると思いませんでした。 内容が難しいので市民の方に意見をうかがうのはむずかしいとは思いますが創意工夫をされてみてはと思いました。	市公式ウェブサイトでも周知するなど、出来るだけ多くの人の目に触れられるよう工夫します。
学校教育・生涯学習・文化芸術・スポーツと多岐分野で活動されている現場の方の意見や今後の展望などがくみ取れるよう、ヒアリング等の工夫があってもよいのではと思います。	各分野でアンケートをとったり、ワークショップをしたりすることで現場の方の意見もくみ取れるよう工夫します。
国の教育基本法の基本的な方針を参酌する事業ではありますが、５年度総合計画審議会の中で審議する教育分野を大綱に反映の上、パブリックコメントでまとめようとしています。	

No.3 第3次安城市多文化共生プランの策定（市民協働課）	
【事業の概要】 安城市における多文化共生を推進するため、第3次安城市多文化共生プランを策定する。	
意 見	回 答
外国にルーツを持つ市民の生活課題から、委員構成に医療及び地域福祉の関係者が入ることが望ましいです。	安城市多文化共生プランの審議会委員については、公募市民や学識経験者に加え、市長が必要と認めた者となっています。 この市長が必要と認めた者の中に、医療及び地域福祉の関係者を入れられるよう努めます。
外国にルーツを持つ子どもには学校でいじめを受けたり、不登校になったり、家族のケアのためヤングケアラーとなったりする課題があります。こども基本法第3条の3に照らして意見表明の機会が必要です。	令和5年度に行うアンケートについては、16歳以上を対象にアンケートを予定しています。 これに加え、ヒアリング時に子どもから意見聴取できるよう努めます。
審議会2回、アンケート、eモニター、ヒアリングと、木目細かく取り組んでいます。	
プラン策定の為の現状や課題把握として様々な手法が計画されており、十分だと思います。	

No.4 第5次安城市男女共同参画プランの策定（市民協働課）	
【事業の概要】 安城市男女共同参画推進条例第10条に基づき、第5次安城市男女共同参画プランを策定する。	
意 見	回 答
無作為抽出の市民・企業アンケート回答率が半数以下と少ないので、アンケート方法や設問に工夫が必要ではないでしょうか。	今回のアンケート調査では、eモニターアンケートの活用及び配布数の増加を検討し、回収数が増えるよう工夫します。 また、設問数を減らすことによる負担軽減等、回答率の向上に向けて検討します。
このテーマについては、委員の男女比だけでなく、性的少数者の参加への留意が必要です。性的少数者に関わって、ワークショップなど、丁寧な意見表明の場を設けることが必要です。	市内在住の性的少数者の方や、当事者やその家族等で構成される団体等からの意見聴取に努めます。
委員構成でもう少し女性を増やしていただけるとよいと思います。	女性委員は全体の53.8%です。安城市男女共同参画推進条例第18条5項に「男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。」とありますので、適正な割合であると考えています。
パブリックコメントの周知方法（設置場所）に、各学校を含め、小中高特の児童生徒と保護者にも周知を図ることが必要です。	市公式ウェブサイトに掲載するパブリックコメントを、子どもや保護者へ周知する方法を検討します。

意 見	回 答
4年度に審議会3回、ターゲットを絞ったアンケートを実施した上で、5年度に審議会4回、パブリックコメント実施でまとめようとしています。	

No.5 第3次安城市市民協働推進計画の策定（市民協働課）	
【事業の概要】 安城市市民協働推進条例第8条及び第9条の規定に基づき、第3次安城市市民協働推進計画を策定する。	
意 見	回 答
無作為抽出のアンケート回答率が半数以下と少ないので、アンケート方法や設問に工夫が必要ではないでしょうか。	次回のアンケート調査では、eモニターアンケートの活用及び配布数の増加を検討し、回収数が増えるよう工夫します。 また、設問数を減らすことによる負担軽減等、回答率の上昇に向けて検討します。
委員の女性がまだ少ないと思うので、ワークショップ等では多数の参加があるとよいです。	女性委員は4割であり、それほど少なくはないと考えます。ワークショップも、30人中4割が女性です。
市民の概念に、子どもを位置付ける必要があります。こども基本法第3条の3に照らして、子どもの意見表明の機会が必要です。	市民アンケートは、16歳以上の方を無作為抽出して発送していますが、子どもの回答数は多くないと思われます。今後、子どもの意見表明の機会の創出を検討します。
パブリックコメントの周知方法（設置場所）に、各学校を含め、小中高特の児童生徒と保護者にも周知を図ることが必要です。	市公式ウェブサイトに掲載するパブリックコメントを、子どもや保護者へ周知する方法を検討します。
資料からは分かりませんが、前年度に実施したアンケート結果や、市民討議会やワークショップの結果がまとめられ、参加者にも市民にも共有・公開・活かされる事を期待します。	市公式ウェブサイトへの掲載や参加者への配布等、広く公開する予定をしています。
4年度に審議会4回、ターゲットを絞ったアンケートを実施した上で、5年度に審議会5回、パブリックコメント実施でまとめようとしています。	

No.6 第5次安城市地域福祉計画の策定（社会福祉課）	
【事業の概要】 社会福祉法第107条に基づき、第5次安城市地域福祉計画を策定する。	
意 見	回 答
委員構成内訳に「公募市民1人」とありますが、市民の意見の反映が不十分になりかねないので、複数人の公募が望ましいです。	安城市附属機関の設置に関する条例で定める委員定数が17名であることから、公募市民は2名まで選出できるものとしています。会議における市民の意見の反映は目指すところであるため、より一層の委員募集の周知に努めます。
委員の男女比にやや偏りがあります。6：4までに止めるべきです。	（社会福祉課） 男女比については各団体、関係者への選出依頼時に配慮をお願いしていますが、結果的に男性が多くなっています。 次期委員推薦時には、より女性登用促進ができるよう、各団体、関係者へ促すとともに、公募市民の選定においても配慮するようにします。 （市民協働課） 第4次安城市男女共同参画プランでの令和5年度の法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の目標値30.4%は到達していますが、引き続き女性登用促進に努めます。
社会福祉法第107条に「一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」とあるように、地域福祉に児童福祉及び外国にルーツを持つ市民の福祉という視点を入れる必要があります。委員構成に児童福祉及び外国にルーツのある関係者が入ることが望ましいです。	児童福祉に関しては、現行の委員に子ども会関係者、小中学校関係者及び児童の関わる民間団体の関係者が含まれています。 外国にルーツのある関係者については、今後の委員構成の検討及び公募市民選定の際に配慮するようにします。
アンケート対象事業所が高齢者福祉と障害者福祉関係であり、児童福祉関係が含まれていません。子どもの貧困への対応、ヤングケアラーへの支援などが視野に入っていないのではないのでしょうか。	児童福祉に関しては、現行の委員に子ども会関係者、小中学校関係者及び児童の関わる民間団体の関係者が含まれています。 アンケートの対象に児童福祉関係の事業所を追加することについては、次回策定時の検討事項とします。
地域福祉における子どもの参加を留意されたいです。例えばフォーラムの対象として子どもを視野に入れることはできませんか。	子どもを含めた地域全体で地域福祉に参画できる計画の策定に努めます。また、フォーラムへの参加については、子どもを含め、幅広い年代に向けて参加を呼びかけます。
パブリックコメントの周知方法（設置場所）に、各学校を含め、小中高特の児童生徒と保護者にも周知を図る必要があります。	児童生徒及びその保護者にパブリックコメントを実施している旨が伝わるよう周知方法を検討します。

意 見	回 答
4年度に審議会2回、ワークショップ8回、大規模なアンケートを実施した上で、5年度に審議会4回、パブリックコメントでまとめようとし、フォーラムも予定しています。	

No.7 第7期安城市障害福祉計画及び第3期安城市障害児福祉計画の策定（障害福祉課）	
【事業の概要】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、第7期安城市障害福祉計画及び第3期安城市障害児福祉計画を策定する。	
意 見	回 答
委員の男女比にやや偏りがあります。6：4までに止めるべきです。	（障害福祉課） 各関係団体に委員の推薦をお願いしており、今後も公的団体についてはできるかぎり女性の推薦をお願いしていきます。 （市民協働課） 第4次安城市男女共同参画プランでの令和5年度の法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の目標値30.4%は到達していますが、引き続き女性登用促進に努めます。
パブリックコメントの周知方法（設置場所）に、各学校を含め、小中高特の児童生徒と保護者にも周知を図ることが必要です。	委員に小中学校校長会、安城特別支援学校の代表者がおり、計画の策定段階からパブリックコメント及び計画の概要の周知をできるよう検討します。
4年度に審議会2回、当事者に対する大規模なアンケート実施の上、5年度委員会3回、パブリックコメントでまとめようとしています。	

No.8 安城市手話言語条例の策定（障害福祉課）	
【事業の概要】 安城市手話言語条例を策定する。	
意 見	回 答
2（1）審議会等で、委員会名簿・議事録の公開が「未定」となっていますが、「公開」していただきたいです。非公開の場合は、その理由を説明していただきたいです。	どのような会議体を構成し検討していくのが未定のため、「未定」とさせていただきましたが、原則公開する方向で調整します。
委員会の議事録は公開される必要があります。委員名簿の公開について非公開にする合理的理由があればその理由を明記する必要があります。	
委員構成内訳には、「公募市民」がないですが、手話言語条例の理解と啓発には市民感覚としての意見が必要ではないでしょうか。	委員には障害のある市民の他、安城市内で活動する手話ボランティアの方々など当事者以外の市民も多数参加していただいているため、市民感覚としての意見の聴取に努めています。
公募市民など当事者以外の人の委員参加も行い、多様な意見を反映しての条例制定が必要なのではないでしょうか。	
委員構成に、教育関係者が含まれることが妥当だと考えます。	条例の検討段階にあたっては、教育委員会の担当課には庁内で検討する会議に出席していただき、教育現場での意見を聴取していく予定です。
こども基本法第3条の3に照らして、子どもの意見表明の機会が必要です。	子どもの意見を取り入れることは重要であると考えています。聴覚障害のある子どもに対するヒアリングを実施するなど子どもの意見を伺う機会を設けるようにします。
パブリックコメントの周知方法（設置場所）に、各学校を含め、小中高特の児童生徒と保護者にも周知を図ることが必要です。	子どもにもわかりやすいパブリックコメントを用意するなど周知方法を今後検討します。
策定段階としては十分かと思います。資料からは離れますが自分事として想像すると、手話が必要な方と面した時に何をどうすればよいか何も持ち合わせていない自分に気が付きました。当事者からは遠いかもしれない市民やお客様と接する機会のある市民等にも、条例に基づいた簡単な心得などがあれば、実施段階での市民参加が出来るのではと思いました。	条例制定を契機に、手話の普及啓発を推進し、手話が生活の中に普通にある社会の実現に取り組む必要があります。 条例に基づいただれもがわかりやすい簡単な心得を設けることはとてもよい取り組みであるため、参考にさせていただきます。
4年度に準備部会4回、当事者に対するアンケート、市民向け講演会開催の上、5年度に委員会5回、パブリックコメントでまとめようとしています。	

No.9 あんジョイプラン10の策定（高齢福祉課）	
【事業の概要】 老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき、第9次安城市高齢者福祉計画及び第9期安城市介護保険事業計画を策定する。	
意 見	回 答
4年度に審議会2回、懇話会4回開催の上、5年度に審議会4回、パブリックコメントでまとめようとしています。アンケートは検討できませんか。	市民参加推進調査シートの「3対象年度以外での市民参加の実績と予定について」への記載が漏れておりましたが、市民へのアンケートは令和4年12月に実施済みです。報告は令和5年3月を予定しています。
委員構成内訳の男女比が13：4では、あまりにも女性の委員が少ないです。	（高齢福祉課） 女性委員の推薦については各団体、関係者への選出依頼時に配慮をお願いしていますが、結果的に男性が多くなっています。 次期委員推薦時は、女性登用促進ができるよう、各団体、関係者へ促すとともに、市民公募においても配慮するようにします。 （市民協働課） 第4次安城市男女共同参画プランでは、令和5年度の法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の目標値を30.4％としています。目標到達に向け、年2回の女性参画状況調査をする際、女性登用促進の意識を高めるよう促します。
委員男女構成比に偏りがあるので見直す必要があるのではないのでしょうか。	
委員の男女比に大きな偏りがあります。6：4までに止めるべきです。	
女性の比率が低すぎると思います。	
懇話会の内容は市民にフィードバックされているのでしょうか。懇話会の成果物または報告書は公開されるべきです。	懇話会結果は、取りまとめた後安城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会にて報告を予定しています。 なお、本委員会の会議資料は市公式ウェブサイト内で公開しています。

No.10 第3期安城市国民健康保険データヘルス計画(第4期安城市国民健康保険特定健康診査等実施計画を含む)の策定(国保年金課)	
【事業の概要】 被保険者の健康の保持・増進に資することを目的とした、効果的かつ効率的な保健事業を実施するための保健事業の全体計画	
意 見	回 答
2(1) 審議会等で、委員の男女比は次回改選時に改善していただきたいです。 委員の男女比に偏りがあります。6:4までに止めるべきです。	(国保年金課) 次回改選時に委員の推薦を依頼する団体に女性の推薦を働きかけます。 (市民協働課) 第4次安城市男女共同参画プランでは、令和5年度の法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の目標値を30.4%としています。目標到達に向け、年2回の女性参画状況調査をする際、女性登用促進の意識を高めるよう促します。
4年度に示される国の手引きに沿って進められるものであり、審議会2回でも問題ないです。	

No.11 第3期安城市子ども・子育て支援事業計画の策定(子育て支援課)	
【事業の概要】 子ども・子育て支援法第61条第1項及び安城市子ども・子育て会議条例第3条第1項の規定に基づき、安城市子ども・子育て支援事業計画を策定する。	
意 見	回 答
こども基本法第3条の3に照らして、子どもの意見表明の機会が必要です。子どもがアンケート対象になっていません。	子どもにもアンケートを実施していく予定です。
放課後児童健全育成事業等に関して、事業者及び子どもへのヒアリングを行うことが望ましいです。	計画策定時は事業者の意見も含めております。また、子どもにもアンケートを実施していく予定です。
アンケートを郵送のみではなく、若い世代の人たちなのでSNSを利用できると回収率があがると思われます。	アンケートのSNS利用について、可能となるよう調査研究します。
5年度保護者5千人を対象とした大規模なアンケートを挟み、委員会3回を経て、6年度委員会4回、パブコメでまとめようとしています。	

No.12 第3次健康日本21安城計画の策定（健康推進課）	
【事業の概要】 健康増進法第8条の規定にもとづく市町村健康増進計画として第3次健康日本21安城計画を策定する。	
意 見	回 答
2（1）審議会等で、委員の男女比は、次回改選時に改善していただきたいです。	（健康推進課） 各団体へ、策定委員の推薦依頼の際に、女性登用を促進している旨を伝えていきます。 （市民協働課）
委員の男女比に偏りがあります。6：4までに止めるべきです。	第4次安城市男女共同参画プランでは、令和5年度の法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の目標値を30.4％としています。目標到達に向け、年2回の女性参画状況調査をする際、女性登用促進の意識を高めるよう促します。
こども基本法第3条の3に照らして、子どもの意見表明の機会が必要です。子どもはアンケートの対象になっていますか。資料は明瞭ではありません。	小中学生・高校生へのアンケートを実施してきました。今後も子どもへのアンケートについて検討していきます。
5年度8千人を対象とした大規模なアンケート（ターゲットも絞っている）を挟んで委員会3回開催、6年度委員会3回、パブリックコメントでまとめようとしています。	

No.13 第2次のち支える安城計画の策定（健康推進課）	
【事業の概要】 平成18年に自殺対策基本法が成立し、平成28年に改正、更に同法に基づく「自殺対策大綱」が令和4年10月に閣議決定され、市町村自殺対策計画として第2次のち支える安城計画を策定する。	
意 見	回 答
審議会3回、パブリックコメントの他、事業所へのヒアリングも予定しています。事業所はどういう先でしょうか、事業所数はなるべく増やしてほしいです。	事業所は、健康宣言をしている市内事業所を予定しています。従業員の健康管理や地域での健康活動について検討していただけたところへ可能な範囲で実施する予定です。
2（1）審議会等で、委員の男女比は、次回改選時に改善していただきたいです。	（健康推進課） 各団体へ、策定委員の推薦依頼の際に、女性登用を促進している旨を伝えていきます。 （市民協働課） 第4次安城市男女共同参画プランでは、令和5年度の法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の目標値を30.4%としています。目標到達に向け、年2回の女性参画状況調査をする際、女性登用促進の意識を高めるよう促します。
女性の自殺者が増える傾向であり、女性の委員を増やすことが必要ではないでしょうか。	
委員の男女比に偏りがあります。6：4までに止めるべきです。	
「子ども・若者対策」が重点施策となっていることに鑑み、こども基本法第3条の3に照らして、子どもの意見表明の機会が必要です。	こどもの意見を反映できるよう関係団体等と連携していきます。
パブリックコメントの周知方法（設置場所）に、各学校を含め、小中高特の児童生徒と保護者にも周知を図ることが必要です。	市公式ウェブサイトの情報について各機関へ周知し、より多くの方に周知を図ります。

No.14 安城市企業立地推進計画の中間見直し（商工課）	
【事業の概要】 第9次総合計画（土地利用構想）、都市計画マスタープラン（中間見直し）と同調して計画を変更し、産業ゾーンの新規位置付けを行うほか、新規工業団地の検討、各種施策の実施について、位置付けを行う。	
意 見	回 答
4年度に実施した企業立地ニーズ調査を基に進めるとありますが、5年度農業委員会意見聴取、パブリックコメントだけで十分なのでしょうか。審議会は必要ないですか。	本計画は第9次総合計画の土地利用構想を具体化するものです。 本計画において示す内容の大きな方針は、同年度に策定する第9次総合計画において決定され、その策定過程で審議会、パブリックコメント、市民アンケート等を実施する予定となっています。

No.15 第三次安城市都市計画マスタープランの中間見直し（都市計画課）	
【事業の概要】 第三次安城市都市計画マスタープランの運用に基づき、中間見直しを行う。	
意 見	回 答
4年度審議会2回を経て、5年度審議会4回、パブリックコメントでまとめようとしています。アンケートや市民説明会は検討できませんか。	今回の中間見直しでは、基本データの更新及び成果を評価し、見直しを実施するため、アンケート調査や市民説明会の実施は予定していません。
2（1）審議会等で、委員の男女比は、次回改選時に改善していただきたいです。	（都市計画課） 都市計画審議会は、法令で学識経験のある者や市議会議員、関係行政機関の職員などで組織するとされており、各団体から委員の推薦をお願いしています。そのため、現状においては、各団体からの推薦者に男性が多く、結果、男女比の差が大きいという結果となっています。 （市民協働課） 第4次安城市男女共同参画プランでは、令和5年度の法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の目標値を30.4%としています。目標到達に向け、年2回の女性参画状況調査をする際、女性登用促進の意識を高めるよう促します。
委員の男女比に偏りがあります。6：4までに止めるべきです。	
パブリックコメントの周知方法（設置場所）に、各学校を含め、小中高特の児童生徒と保護者にも周知を図ることが必要です。	パブリックコメントは、市内公共施設に設置することで、年齢を問わず、広く意見収集をしていきます。
見直し内容が子どもに関わることであれば、こども基本法第3条の3に照らして、子どもの意見表明の機会が必要です。	都市計画マスタープランは、直接的に子どもに関わることでないことから、子ども基本法に基づく子どもの意見表明については行わないものと考えています。 しかしながら、委員のご意見のとおり、まちづくりにおいて、将来を担う子ども、若者の意見や市民が意見等を発信できる手段については重要であると考えますので、次期策定時には検討します。
パブリックコメント以外にも、アンケートなどもう少し気軽に市民が意見や考えを発信できる手法があってもよいのではと思います。また、自分の育つ地域に興味や誇りや展望が持てるように、児童・学生にも意見が示せる方法があってもよいのではと思います。	

No.16 安城市水道事業経営戦略の見直し（水道業務課）	
【事業の概要】 平成31年3月に策定した現経営戦略を総務省通知に基づき、見直しを行う。	
意 見	回 答
4年度審議会4回を経て、5年度パブコメ、審議会1回でまとめようとしています。幅広いニーズの把握は十分ですか。	令和4年度に、上位計画である新水道ビジョンの中間見直しに伴う市民アンケートを実施しており、その結果を経営戦略の投資計画の目標設定に反映しました。
蛇口をひねれば水が出るのが当たり前の感覚で生活しているため、水道経営が抱える課題や問題点などを、まずは市民が理解周知していないような気がします。「課題の発信」も、市民の理解や市民参加意識当事者意識を促すきっかけになるのではと思いました。	令和2年度から上下水道部職員による広報活動プロジェクトチームを結成し、広報活動を推進しています。体験型ブースを設けたイベントへの参加や広報あじょうの特集記事を掲載するほか、今年度は小学生向けの広報動画を作成しました。 今後も水道事業の活動や課題を積極的に周知し、市民の理解を得る努力をしていきます。

5 市民参加の推進全般に関するご意見等

意 見	回 答（市民協働課）
多くは十分もしくはおおむね十分であるとの評価ができますが、一部に十分でないとの評価も出ています。対象事項が多いので、濃淡が出るのは仕方ないですが、市民参加を推進する観点からは、ここまではというレベルは満たしていただきたいです。	事前評価を集計しますと、十分でないという評価になる対象事項はありませんでしたが、いただいた評価及び意見を真摯に受け止め、各課へフィードバックし、より市民が参加しやすくなるよう努めます。
こども基本法第3条の3「三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」に照らして、子どもの意見表明の機会が必要です。	こども施策の策定等については、各事項に適した子どもの意見表明の機会を検討します。
こどもに関わることであれば、パブリックコメントの周知方法（設置場所）に、各学校を含め、小中高特の児童生徒と保護者にも周知を図ることが必要です。	こども施策等のパブリックコメントを実施する際は、子どもや保護者等へ周知する方法を検討します。
審議会委員の公募市民の人数ですが、「2名」が多く見受けられます。人数は何かガイドラインがあるのかもしれませんが、専門家などが肩を並べる会議の中で公募市民が2名など少数ですと、発言しにくいのではないかと思います。例えば半分くらい市民であれば、色々な意見が出てくるのではないのでしょうか。	「市民参加を推進するためのガイドライン」には公募市民の推奨人数を記載していません。各審議会等の性質や規定により、各課で適切な人数の委員を公募しています。委員構成に偏りが無いよう改めて周知するとともに、公募市民の方にも発言しやすい環境づくりに努めるよう周知します。

6 市民参加推進評価会議について

市民参加推進評価会議（以下「評価会議」といいます。）は、条例の運用、市民参加の実施状況の評価、市民参加の推進評価などを行うため設置されたものです。委員は、2年間の任期で、10名で構成されています。

	氏 名	職 名	区 分
会長	加藤 研一	安城市町内会長連絡協議会 会長	公共的団体
副会長	小森 義史	安城市市民協働サポータークラブ 会長	市民活動団体
委員	稲石 あゆみ		公募市民
〃	木内 正範		
〃	土井 万寿美		
〃	松崎 興治郎		
〃	大村 恵	愛知教育大学教育ガバナンス講座 教授	学識経験者
〃	鈴木 彩	安城商工会議所青年部 会長	公共的団体
〃	戸田 こず恵	さんかく21・安城	市民活動団体
〃	平岡 晋	特定非営利活動法人アイ・プラネッツ 副理事長	

（任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日）